



平成 27 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 大水
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 真部 誠司
(コード：7538、東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部副本部長 重光 誠
兼総務広報部長
(TEL. 06-6469-3000)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」において売買単위를 100 株に統一する方針であることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 27 年 11 月 1 日

(ご参考) 平成 27 年 11 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を表す)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新設)	第 2 章 株 式 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>附 則</u> <u>第 8 条の変更は、平成 27 年 11 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</u> <u>なお、本附則は、第 8 条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成 27 年 11 月 1 日

以 上